

# 令和6年度における家畜衛生対策事業（牛疾病検査円滑化推進対策事業及び家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策に限る。））の実施に係る公募要領

※ 本公募は、令和6年度政府予算原案に基づいて行うものであるため、成立した予算の内容に応じて、事業内容、予算額等の変更があり得ることに御留意願います。

## 1 総則

令和6年度における家畜衛生対策事業（牛疾病検査円滑化推進対策事業及び家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策に限る。以下同じ。））の実施に係る公募の実施については、この要領に定めるところによるものとする。

## 2 公募対象事業

公募の対象となる事業は、令和6年度家畜衛生対策事業のうち、牛疾病検査円滑化推進対策事業及び家畜生産農場衛生対策事業（以下「本事業」という。）とし、その概要は別紙1-1及び別紙2-1に定めるとおりとする。

## 3 事業実施期間

事業実施期間は、本事業の補助金交付決定の日から令和7年3月31日までとする。なお、令和6年度における本事業の補助金交付決定がなされるまでの期間において、本事業に要するものとして補助事業対象農家等から申請のあった経費については、補助対象とすることができるものとする。

## 4 応募者の要件等

### (1) 応募者の要件

本事業に応募することができる者は、国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体（会計処理及び意思決定の方法、責任体制等について規約等が整備されているものに限る。以下「民間団体等」という。）であって、別紙1-1及び別紙2-1にそれぞれ定める「応募者の要件」のほか、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 本事業を行う具体的計画及び知見を有し、かつ、本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であること。
- ② 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

また、本事業への応募に当たっては、当該民間団体等の代表者の承認を得た事業代表者を応募者とし、事業代表者は、事業実施期間中日本国内に居住し、本事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し責任を有する者であることとする。

### (2) 本事業の対象となる取組の要件

本事業の対象となる取組の要件は、次のとおりとし、いずれか一方の事業のみの応募も可能とする。

- ① 牛疾病検査円滑化推進対策事業：対象となる取組の要件は、別紙1-1のとおりとする。なお、同事業の実施単位は都道府県とし、一つの応募団体におい

て複数の都道府県を事業の実施範囲とすることは妨げないが、事業の基本となる部分を委託して実施することは原則として認めない。

- ② 家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策）：対象となる取組の要件は、別紙2-1のとおりとする。なお、別紙2-1の「本事業の対象となる取組の要件」の1の事業の実施単位は都道府県とし、一つの応募団体において複数の都道府県を事業の実施範囲とすることは妨げないが、事業の基本となる部分を委託して実施することは原則として認めない。

ただし、次に掲げる場合には、本事業の対象とはならない。

- ① 同一の提案内容で、本事業以外の農林水産省又は他の府省庁の補助金等の交付を受けている、又は受ける予定がある場合  
② 本事業による成果について、その利用を制限し、公益の利用に供しない場合

## 5 補助対象経費の範囲

補助の対象となる経費は、それぞれ別紙1-2及び別紙2-2のとおりとする。なお、本事業を実施する上で必要性が認められない経費は、補助の対象とはならない。

## 6 補助金の額

本事業においては、令和6年度予算（牛疾病検査円滑化推進対策事業 340,000千円、家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策） 480,862千円）の範囲内で事業の推進に必要となる経費をそれぞれ別紙1-2及び別紙2-2に定める補助率により助成するものとする。

なお、補助金の額については、補助対象経費の精査等により補助金交付申請額から減額する場合があるほか、本事業により収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がある。

## 7 企画書等の作成等

本事業への応募に当たっては、次に掲げる書類（以下「企画書等」という。）を作成し、提出するものとする。

- (1) 本事業に係る企画書（別紙様式1）  
(2) 実施計画書（応募者に関する事項）（別紙様式2）  
(3) 実施計画書（提案内容に関する事項）（別紙様式3）  
(4) 応募者の管内で令和6年度以降に用いる死亡牛処理整理票  
（様式自由、なお、別紙1-1に記載した必要事項（当該死亡牛の生前情報の提供の有無、適正な輸送、一時保管、処理及びBSE検査が実施されたこと）を確認できる記載欄を含むものであること）  
(5) 応募者の概要が分かる資料  
（団体の概要、定款・規則、役員名簿、過去3年分の決算書等（様式自由、既に提出したことがある資料は省略可能））

## 8 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限：令和6年3月5日（火曜日）17時（必着）  
(2) 企画書等の提出先及び事業の内容等に関する問合せ先

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話 03-3502-8111（内線）4582

農林水産省消費・安全局動物衛生課（6階ドアNo.北608）

保健衛生班（牛疾病検査円滑化推進対策事業）

防疫業務班（家畜生産農場衛生対策事業）

メールアドレス：hoken\_eisei@maff.go.jp

- (3) 提出部数

本事業に係る企画書	4部
実施計画書（応募者に関する事項）	4部
実施計画書（提案内容に関する事項）	4部
応募者の管内で令和6年度以降に用いる死亡牛処理整理票	4部
応募者の概要が分かる資料	1部

（団体の概要、定款・規則、役員名簿、過去3年分の決算書等）

- ・上記全てについて、(2)で指定の住所に郵送するとともに、指定のメールアドレス宛送付すること。

- (4) 提出に当たっての注意事項

- ・提出した企画書等は、変更又は取消しができないこと。
- ・企画書等に虚偽の記載をした場合には、無効となること。
- ・応募者の要件を満たさない者が提出した企画書等は、無効となること。
- ・企画書等の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とすること。

## 9 事業実施主体の採択

- (1) 審査の方法

本事業の実施主体の採択に当たっては、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）において応募者の要件を満たすことを確認した後、外部有識者で構成する「令和6年度家畜衛生対策事業審査・選定委員会」（以下「審査委員会」という。）において(3)の審査の観点に基づき審査する。

なお、審査は、非公開で実施する。

- (2) 審査手順

審査は、以下の手順により実施する。

① 書類確認

提出された企画書等について、動物衛生課において、応募者の要件及び企画書等の内容について確認し、必要に応じて問合せを実施する。

なお、応募者の要件を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外する。

② 書類審査

審査委員会において、書類審査を実施する。

③ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会において、応募者に対するヒアリング審査を実施

する。ヒアリング審査を実施する場合には、開催場所、説明時間、出席者数の制限等について、別途連絡する。

上記により連絡を受けた応募者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

なお、ヒアリング審査に出席しなかった場合には、辞退したものとみなす。

#### ④ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施する。

### (3) 審査の観点

審査委員会においては、次に掲げる項目を評価し、総合的に判断するものとする。

なお、企画書等の提出から過去3年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づき交付決定の取消しがあつた補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等又は間接補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査においてその事実を考慮するものとする。

#### ① 国の支援の妥当性

○ 申請内容は、本事業の目的に沿ったものであるか。

#### ② 実施計画書の妥当性

○ 実施計画書における取組内容は適切か。

○ 本事業を的確に実施するために妥当な計画であるか。

○ 本事業を効率的に実施するための工夫があるか。

○ 予算計画は、妥当なものとなっているか。

#### ③ 申請経費の妥当性

○ 申請経費は、本事業を実施する上で必要不可欠なものであり、かつ、妥当なものか。

○ 本事業の推進に係る経費が適切であり、効率的なものとなっているか。

○ 他の経費で措置されることがふさわしい内容となっていないか。

#### ④ 事業実施体制の妥当性

○ 本事業を的確に実施するために必要な実施体制、役割分担及び責任体制が明確になっているか。

○ 本事業を的確に実施するために十分な事業管理能力があるか。

○ 本事業の実施に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しているか。

○ 過去3年間に交付決定取消の原因となる行為はないか。

### (4) 審査結果の通知等

審査の結果（採択及び不採択）については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募者に対し通知する。

なお、採択された実施計画書については、事業の実施に当たって検討すべき事項や遵守すべき事項等に係る意見が付されるほか、補助対象経費の額について査定する場合がある。

## 10 事業実施主体に係る責務等

審査の結果、本事業の実施主体となった民間団体等（以下「事業実施主体」という。）は、本事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次に掲げる事項に留意するものとする。

### （1）事業の推進

事業実施主体は、本事業全体の進行管理、本事業の成果の公表等、本事業の推進全般についての責任を有する。

### （2）補助金の交付申請等

事業実施主体は、「食品の安全・消費者の信頼確保対策事業費補助金等交付要綱」（案）（以下「要綱」という。）に定めるところにより要綱別記様式第1号による交付申請書を要綱別表2の左欄に掲げる事業実施主体の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める交付決定者（以下「交付決定者」という。）宛てに提出し、当該交付決定者からの補助金の交付決定を受けて本事業を実施するものとする。

なお、補助金の交付決定に当たっては、採択時に示された審査委員会の意見や、事業内容の変更等に基づいて実施計画書の内容の修正を指示する必要があるほか、補助対象経費の額については、この修正等を踏まえ査定する必要があるため、これに従うこと。

### （3）補助金の経理管理等

① 事業実施主体は、交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づき、適正に執行するものとする。

② 交付決定者においては、要綱に定めるところにより事業実施主体から提出された要綱別記様式第8号による実績報告書を審査した上で、本事業が適正に執行されたことを確認し、補助金の額を確定する。審査結果によっては、補助金を減額する場合がある。

③ 補助金の交付を受けるまでは、事業実施主体による立て替えで対応するものとする。

④ 事業実施主体は、本事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を本事業の終了後5年間保存するものとする。

### （4）人件費の算定等

本事業における人件費の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。

### （5）事業成果の報告等

本事業による成果については、事業実施主体は、本事業の終了後に、農林水産省消費・安全局長に対し、必要な報告を行うものとする。また、当該事業成果については、事業報告書等による公表のほか、広く普及・啓発に努めるものとする。

なお、新聞、図書、雑誌等への事業成果の公表に際しては、農林水産省の補助事業であることを必ず明記し、また、公表した資料を動物衛生課に提出するものとする。

### （6）事業の委託

第三者に委託することが必要かつ合理的であると認められる場合に限り、本事業の一部を第三者に委託して行わせることができる。

ただし、本事業の基本となる部分を委託して実施することは認めない。

(7) 守秘義務

事業実施主体は、本事業の実施により得られた個人情報等の秘密について、本事業の実施後も含め、他に漏らしてはならない。

(8) その他

応募内容に偽りがあった場合には、採択を取り消す場合がある。

## 公募対象事業（牛疾病検査円滑化推進対策事業）の概要

公募対象事業	応募者の要件	本事業の対象となる取組の要件	補助率	補助対象経費
<p>牛疾病検査円滑化推進対策事業</p> <p>(連絡先) 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課保健衛生班 Tel.03-3502-8111 内線 4582</p>	<p>本事業に関する知見を有する者であって、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員を有するとともに、本事業を的確に実施することができる能力を有する団体であること。</p>	<p>本事業は、我が国における牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の浸潤状況の的確な把握を通じた効果的なBSE対策の実施を目的として、BSE検査及び同検査のための採材等を推進するものであり、公募の対象となる取組及びその要件は以下のとおりとする。</p> <p>1 死亡牛検査促進対策 死亡牛について、その発生場所から一時保管施設等までの適正な管理・輸送に係る促進費及び都道府県が行うBSE検査の可否を獣医師が判断するにあたり必要となる情報を提供することに係る促進費を支援する。 なお、補助対象経費、補助率及び補助単価の限度額については、別紙1-2及び別紙1-3のとおりとする。</p> <p>2 死亡牛検査支援対策 都道府県が実施する死亡牛BSE検査に要する費用のうち、事業対象農家等が負担する経費について支援する。 なお、補助対象経費、補助率及び補助単価の限度額については、別紙1-2及び別紙1-3のとおりとする。</p> <p>3 事業推進対策 本事業の円滑な推進を図るために行う協議会の設置、生産者、関係団体等に対する事業の普及及び指導、事業対象農家等のデータ管理、関係団体等との連絡調整等に要する経費。</p> <p>4 事業の要件 (1) 事業対象農家等 本事業の補助の対象となる事業対象農家等は、死亡牛の所有者及び当該所有者が死亡牛の処理業務を委託した自衛防疫団体、と畜場を運営する団体その他の死亡牛の適正な処理を実施する者（ただし、都道府県、市町村及び独立行政法人を除く。）とし、死亡牛の発生の都度、当該死亡牛</p>	<p>定額 1/2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>BSE検査費、管理促進費、検査促進費、検体提供費、会場借料、旅費、印刷製本費、通信運搬費、技術指導事務費、賃金、消耗品費、賃借料その他本事業に必要な経費</p>

		<p>の生前情報の提供の有無、適正な輸送、一時保管、処理及びBSE検査が実施されたことを確認するための死亡牛処理整理票を発出するものとする。</p> <p>(2) 死亡牛      本事業の対象となる死亡牛（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第2項に規定する患畜・疑似患畜除く。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。ただし、都道府県知事が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>ア 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成27年4月1日農林水産大臣公表）第3の1に基づく死亡牛検査の対象となる牛</p> <p>イ 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第9条の規定に基づき耳標を装着している牛</p> <p>ウ 適正に処理された死亡牛（焼却処理（死亡牛の直接焼却、化製処理後の焼却処理（燃料としての利用を含む）及び焼却灰の最終処分を含む。）又は化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「化製場法」という。）の規定に基づき埋却される牛をいう。）</p> <p>(3) 一時保管施設      死亡牛検査促進対策における死亡牛の一時保管施設は、死亡牛のBSE検査及び処理を円滑に実施するため、適切な検査材料の採取、検査中の死亡牛の保管、さらには検査後の死亡牛の処理施設への適切な搬出を目的として設置する施設とする。</p>	
--	--	--	--

注1：補助率については、別紙1-2を参照すること。

注2：補助対象経費の内容については、別紙1-4を参照すること。

## 牛疾病検査円滑化推進対策事業の補助対象経費及び補助率について

事業の種類	補助対象経費	補助率
1 死亡牛検査 促進対策	<p>次に掲げる経費のうち、事業対象農家等が負担する経費について事業実施主体が支援を行うのに要する経費</p> <p>(1) 死亡牛（適正な処理を受けたことが確認されたものに限る。）について、発生場所から一時保管施設等までの適正な管理に係る促進費（管理促進費）</p> <p>(2) 都道府県が行う B S E 検査の要否を獣医師が判断するに当たり必要となる情報を提供することに係る促進費（検査促進費）</p> <p>(3) 死亡牛（適正な処理を受けたことが確認されたものに限る。）について、発生場所から一時保管施設等までの適正な管理・輸送に係る促進費（検体提供費）</p> <p>(4) (1) 又は (3) に付随して行う取組のうち事業実施主体の長が特に必要と認めたものに係る経費</p>	<p>定 額 （ただし、別紙 1 - 3 の補助単価の限度額又は実費額のいずれか小さい額を上限とする。）</p> <p>定 額</p> <p>定 額</p> <p>1 / 2 以内</p>
2 死亡牛検査 支援対策	都道府県が行う B S E 検査に要する経費のうち、事業対象農家等が負担する経費について事業実施主体が補助を行うのに要する経費	定 額 （ただし、別紙 1 - 3 の補助単価の限度額又は実費額のいずれか小さい額を上限とする。）
3 事業推進対策	事業実施主体が、事業の種類のカラムの 1 及び 2 の事業の円滑な推進を図るために行う協議会の設置、生産者、関係団体等に対する事業の普及及び指導、事業対象農家等のデータ管理、関係団体等との連絡調整等に要する経費	定 額

## 牛疾病検査円滑化推進対策事業の補助単価の限度額について

- 1 別紙 1 - 2 の「1 死亡牛検査促進対策」の項の補助対象経費の欄の(1)のア、イ及びウの経費に係る補助単価の限度額

経 費	補助単価の限度額
ア 管理促進費	
① BSE検査の結果が判明するまでの間、 管理が必要となった牛	1,780円/頭
② ①の牛と一緒に保管・管理（おおむね2 日以上）・輸送される牛	890円/頭
イ 検査促進費	6,000円/頭 (注) 検査促進費の補助対象となる事業対象農 家は、都道府県が行うBSE検査の可否を獣 医師が判断するにあたり必要となる情報を 提供したものに限る。
ウ 検体提供費	6,000円/頭

- 2 別紙 1 - 2 の「2 死亡牛検査支援対策」の項の補助対象経費の欄の経費に係る補助単価の限度額

BSE検査手数料：18,000円/頭

- 3 その他

別紙 1 - 2 の実費額及び補助単価の限度額は消費税を含まない。

## 牛疾病検査円滑化推進対策事業の補助対象経費の内容について

区 分	内 容
B S E 検査費	都道府県が行う B S E 検査（事業の要件を満たすものに限る。）に要する経費のうち、事業対象農家等が負担する経費
管理促進費	一時保管施設における死亡牛の個体識別、管理等に係る労賃等、死亡牛の発生場所から化製場等（家畜保健衛生所を含む。）までの適正な管理に係る経費
検査促進費	都道府県が行う B S E 検査の可否を獣医師が判断するにあたり必要となる情報を事業対象農家等が提供することに係る促進費
検体提供費	死亡牛の発生場所から B S E 検査のための採材を行う施設（化製場等又は家畜保健衛生所）までの適正な輸送（一時保管施設を経由する場合を含む。）に相当する経費
会場借料	本事業に係る会議のために必要な会場代
旅費	本事業に係る会議・検討会等出席、各種調査、事業の推進指導、打合せ等を行うための旅費
印刷製本費	本事業に係る会議・検討会等の資料及び死亡牛処理整理票（本事業の補助金申請書であり、死亡牛の生前情報の提供の有無、B S E 検査及び適正な管理・輸送・処理が確認できる書類）、事業普及等パンフレット等の印刷費
通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料
技術指導事務費	職員等が本事業に従事する日数等に応じて計算される経費
賃金	本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給） （注）賃金の単価の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。
消耗品費	各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等）に係る経費
賃借料	物品等使用料、リース料等の経費
その他本事業に必要な経費	上記のほか、本事業を効率的に実施する上で必要となる経費

(別紙2-1)

公募対象事業（家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策））概要

公募対象事業	応募者の要件	本事業の対象となる取組の要件	補助率	補助対象経費
<p>家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策）</p> <p>（連絡先） 農林水産省 消費・安全局 動物衛生課防疫業務班 TEL03-3502-8111 内線 4582</p>	<p>本事業に関する知見を有する者であって、事業目的を理解し、その達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、経営基盤、資金等を有するとともに、本事業を効率的に実施する能力があること。</p> <p>また、事業実施期間中、執行状況を的確に管理し、適宜、事業計画の見直し調整が行えること。</p>	<p>本事業は、生産農場における疾病の清浄化及び発生予防対策、畜産農場における飼養衛生管理の向上に向けた取組など、家畜生産者による自主的な疾病対策を支援するものであり、公募の対象となる取組及びその要件は以下のとおりとする。</p> <p>また、1の（1）のイ以外の事業については、実施単位を都道府県とし、一つの応募団体において複数の都道府県を事業の実施範囲とすることは妨げないが、事業の主たる部分を委託して実施することは不可とする。</p> <p>なお、補助対象経費、補助率及び補助単価の限度額については、別紙2-2及び別紙2-3のとおりとする。</p> <p>1 家畜生産農場衛生対策 （1）疾病清浄化支援対策 ア 全国流行疾病対策 （ア）ヨーネ病対策 a ヨーネ病のまん延防止及び早期清浄化を図るための防疫推進計画の作成及び講習会の開催 b ヨーネ病の検査並びに患畜摘発農場等における同居牛等の現地評価調査（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第62条に準ずる評価人による家畜の生体評価をいう。以下同じ。）及びとう汰の実施（別紙2-4の補助の要件を満たすものに限る。） （イ）牛伝染性リンパ腫対策 a 牛伝染性リンパ腫の感染拡大防止を図るための防疫推進計画の作成及び講習会の開催 b 牛伝染性リンパ腫対策実施農場及び共同放牧場等における牛伝染性リンパ腫の検査及び陰性証明書の交付、高度感染牛の現地評価調査及びとう汰の実施並びに吸血昆虫の忌避又は駆除対策の実施（別紙2-4の補助の要件を満たすものに限</p>	<p>定額 1/2 以内</p> <p>定額 1/2 以内</p>	<p>検討会開催費、委員旅費、委員謝金、講習会開催費、講師旅費、講師謝金、採材旅費、採材技術料、検査費、証明書交付料、現地評価調査費、現地調査費、牛とう汰推進費、豚とう汰推進費、吸血昆虫の忌避・駆除費、衛生対策費、衛生対策指導費、衛生対策指導旅費、農場指導費、予防注射費、予防液の購入費及び保管費、技術指導事務費、賃金、旅費、印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費 その他本事業に必要な経費</p>

		<p>る。)</p> <p>(ウ) 牛ウイルス性下痢 (以下「BVD」という。) 対策</p> <p>a BVDのまん延防止及び早期清浄化を図るための防疫推進計画の作成及び講習会の開催</p> <p>b BVDの検査並びに持続感染牛 (以下「PI牛」という。) の現地評価調査、とう汰及びワクチン接種の実施 (別紙2-4の補助の要件を満たすものに限る。)</p> <p>イ 地域生産性向上衛生対策及び越境性疾病侵入防止衛生対策</p> <p>a 地域生産性向上対策 地域で課題となっている慢性疾病による損耗軽減のために実施する防疫推進計画の作成、講習会の開催、検査、防疫計画に基づく疾病対策の実施、管理獣医師による生産性向上対策に係る指導及び対策の有効性を確認するための検査</p> <p>b 越境性疾病衛生対策 越境性疾病の病原体侵入防止のために実施する防疫推進計画の作成、講習会の開催、検査、防疫計画に基づく疾病対策の実施、管理獣医師による生産性向上対策又は衛生対策に係る指導、専門家によるねずみ及びはえ等の害虫の駆除対策に係る指導及び対策の有効性を確認するための検査</p> <p>ウ 事業推進対策 本事業を推進するための普及、指導及び連絡調整等。</p> <p>(2) 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策</p> <p>ア 農場飼養衛生管理強化対策 (ア) 農場における飼養衛生管理を向上させるための指導推進計画の作成、指導チェック表の作成、講習会の開催及び農場指導を行う獣医師等 (以下「指導獣医師等」という。) の認定 (イ) 指導獣医師等による農場に対する飼養衛生管理向</p>	<p>定額 1/2 以内</p> <p>定額 1/2 以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	
--	--	--	---	--

		<p>上のための指導（別紙 2 - 4 の補助の要件を満たすものに限る。）</p> <p>イ 疾病流行防止支援対策  （ア）予防注射の推進及び予防注射接種計画の策定  （イ）アカバネ病の予防注射（別紙 2 - 4 の補助の要件を満たすものに限る。）</p> <p>ウ 事業推進対策  本事業を推進するための普及、指導及び連絡調整等</p>	<p>定額 1/2 以内</p> <p>定額 定額</p> <p>定額</p>	
--	--	---	---	--

家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策に限る。）の補助対象経費（内容については別紙 2 - 5 のとおり。）及び補助率について

補助対象経費	補助率
事業実施主体が実施する事業に要する次に掲げる経費	
(1) 疾病清浄化支援対策	
ア 全国流行疾病対策（別紙 2 - 4 の補助の要件を満たすものに限る。）	
(ア) ヨーネ病対策	
a 防疫推進計画の作成のための検討会開催費、委員旅費、委員謝金及び資料印刷費	定 額
b 講習会開催費、講師旅費、講師謝金及び資料印刷費	定 額
c ヨーネ病検査に係る次に掲げる経費	
(a) ヨーネ病の検査費及び証明書の交付料	1 / 2 以内
(b) 検査材料の採材旅費及び採材技術料	定 額
d 患畜摘発農場における同居牛等の現地評価調査に要する旅費及び謝金	定 額
e 牛とう汰推進費	定 額（ただし、当該家畜の評価額の 2 / 3 から利用額を控除した額以内）
(イ) 牛伝染性リンパ腫対策	
a 防疫推進計画の作成のための検討会及び講習会の開催費、委員旅費、委員謝金、講師旅費、講師謝金及び資料印刷費	定 額
b 牛伝染性リンパ腫の検査に係る次に掲げる経費	
(a) 牛伝染性リンパ腫の検査費及び証明書の交付料	1 / 2 以内
(b) 共同放牧場における入退場時検査	1 / 2 以内
(c) 検査材料の採材旅費及び採材技術料	定 額
c 吸血昆虫の忌避・駆除費	1 / 2 以内（ただし、別紙 2 - 3 の補助単価の限度額を上限とする。）
d 高度感染牛の現地評価調査に要する旅費及び謝金	定 額
e 高度感染牛とう汰推進費	定 額（ただし、当該家畜の評価額の 2 / 3 から利用額を控除した額以内）
(ウ) BVD対策	
a 防疫推進計画の作成のための検討会及び講習会の開催費、委員旅費、委員謝金、講師旅費、講師謝金及び資料印刷費	定 額
b BVD検査に係る次に掲げる経費	
(a) BVDの検査費及び証明書の交付料	1 / 2 以内
(b) 検査材料の採材旅費及び採材技術料	定 額
c BVDのワクチン接種推進費	定 額（ただし、別紙 2 - 3 の補助単価の限度額を上限とする。）
d P I 牛の現地評価調査に要する旅費及び謝金	定 額
e P I 牛とう汰推進費	定 額（ただし、当該家畜の評価額の 2 / 3 から利用額を控除した額以内）

<p>イ 地域生産性向上衛生対策及び越境性疾病侵入防止衛生対策 (別紙2-4の補助の要件を満たすものに限る。)</p>	
<p>(ア) 農場カルテ、地域カルテ及び防疫推進計画の作成及び効果の検証のための検討会及び講習会等開催費、委員旅費、委員謝金、講師旅費、講師謝金及び資料印刷費</p>	<p>定 額</p>
<p>(イ) 地域内の状況確認検査に係る次に掲げる経費 a 検査費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>b 検査材料の採材旅費及び採材技術料</p>	<p>定 額</p>
<p>(ウ) とう汰対象家畜の現地評価調査に要する旅費及び謝金</p>	<p>定 額</p>
<p>(エ) 家畜とう汰推進費</p>	<p>定 額 (当該家畜の評価額の2 / 3 から利用額を控除した額以内。)</p>
<p>(オ) 防疫推進計画に基づく衛生対策費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>(カ) 衛生対策に係る次に掲げる経費</p>	
<p>a 管理獣医師又はねずみ、はえ等の害虫対策の専門家による衛生指導費</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>b 管理獣医師又はねずみ、はえ等の害虫対策の専門家による衛生指導に係る旅費</p>	<p>定 額</p>
<p>c 対策の有効性を確認するための検査</p>	<p>1 / 2 以内</p>
<p>d 検査材料の採材技術料</p>	<p>定 額</p>
<p>ウ 事業推進費</p>	<p>定 額</p>
<p>本事業を円滑に推進するために必要な事務を行うための技術指導事務費、賃金、旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費その他本事業に必要な経費</p>	
<p>(2) 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策</p>	
<p>ア 農場飼養衛生管理強化対策 (別紙2-4の補助の要件を満たすものに限る。)</p>	
<p>(ア) 指導推進計画の作成及び指導チェック表の作成のための検討会開催費、委員旅費並びに委員謝金、資料印刷費</p>	<p>定 額</p>
<p>(イ) 講習会開催費、講師旅費、講師謝金及び資料印刷費</p>	
<p>(ウ) 農場指導費 (別紙2-4の補助の要件を満たすものに限る。)</p>	<p>定 額 定 額 (ただし、別紙2-3の補助単価の限度額を上限とする。)</p>
<p>イ 疾病流行防止支援対策</p>	
<p>(ア) 対象となるワクチン接種の推進及び接種計画の策定に係る検討会開催費、委員旅費、委員謝金並びに資料印刷費</p>	<p>定 額</p>
<p>(イ) アカバネ病の流行地域における予防注射費 (別紙2-4の補助の要件を満たすものに限る。)</p>	<p>定 額 (ただし、別紙2-3の補助単価の限度額を上限とする。)</p>
<p>ウ 事業推進費</p>	<p>定 額</p>
<p>本事業を円滑に推進するために必要な事務を行うための技術指導事務費、賃金、旅費、資料印刷費、役務費、通信運搬費、消耗品費その他本事業に必要な経費</p>	<p>定 額</p>

家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策に限る。）の補助単価の限度額について

区 分	補助単価の限度額
1 疾病清浄化支援対策 (1) 全国流行疾病対策 ア 牛伝染性リンパ腫対策 吸血昆虫の忌避・駆除費  イ BVD対策 ワクチン接種推進費	(1施設当たり) 88,000円以内  (1頭当たり) 220円以内
2 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策 (1) 農場飼養衛生管理強化対策農場指導費  (2) 疾病流行防止支援対策 アカバネ病ワクチン（混合ワクチン含む）	(1回当たり) 3,000円以内 ただし、1農場当たり年間3回 までとする。  (1頭当たり) 128円以内

家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策に限る。）の補助対象経費に係る補助の要件について

区 分	補 助 の 要 件
<p>1 全国流行性疾病対策費            (1) ヨーネ病対策            ア ヨーネ病検査費及び            証明書交付料の交付対            象</p> <p>イ 牛とう汰推進費の交            付対象</p>	<p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件            牛のヨーネ病防疫対策要領（平成25年4月1日付け24消安第5999号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ヨーネ病要領」という。）に基づく防疫対策を実施している農場</p> <p>2 検査及び証明書の交付要件            ヨーネ病要領に基づく検査及び証明書の交付であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件            次のア又はイに該当する農場            ア 新規摘発農場            過去1年以内にヨーネ病要領の第2の4に規定されるカテゴリーII以外の農場であった農場            イ まん延防止対策実施農場            次の①から③までの全ての条件を満たす農場            ① 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に6か月齢以上の全ての繁殖用牛に対して遺伝子検査又は抗体検査を実施していること。            ② ①の検査において、定性陽性となった全ての牛について、令和6年度内にとう汰を行うこと。            ③ 乳用繁殖牛飼養農場については次の（ア）から（ウ）までの全ての防疫対策を実施していること。乳用繁殖牛飼養農場以外の農場については（ア）の防疫対策を実施し、            （イ）又は（ウ）の実施に努めていること。            （ア）牛舎等の清掃・消毒の実施、糞便の適切な処理等、感染要因の排除            （イ）初乳加温対策又は初乳製剤の使用            （ウ）早期母子分離飼育</p> <p>2 とう汰牛要件            次のア及びイに該当する牛            ア 令和6年度に自主的にとう汰した繁殖の用に供する牛            イ 遺伝子検査で定性陽性となった牛又は高度な汚染が想定される農場で飼養されている患畜と疫学的に関連が高い牛</p>

<p>(2) 牛伝染性リンパ腫対策</p> <p>ア 牛伝染性リンパ腫対策実施農場における検査費及び証明書の交付料の交付対象</p> <p>イ 共同放牧場等における検査及び吸血昆虫の忌避・駆除経費の交付対象</p> <p>ウ 高度感染牛とう汰推進費の交付対象</p>	<p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件</p> <p>牛白血病に関する衛生対策ガイドライン（平成27年4月2日付け26消安第6117号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づく対策を講じている農場</p> <p>2 検査及び証明書交付要件</p> <p>過去の検査で抗体陰性であった牛、未検査牛及び発症牛等を対象に実施する抗体検査、抗原検査及び病理検査並びに陰性証明書の交付であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件</p> <p>次のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 共同放牧場（複数の農場の乳用牛及び肉用牛を預託管理等により集団的育成若しくは繁殖を行う農場であって、地域の畜産振興を図る上で重要な拠点であると都道府県知事が認める農場をいう。以下同じ。）</p> <p>イ 共同放牧場に預託する農場であって、ガイドラインに基づく対策に取り組む農場</p> <p>ウ 地域一体となって牛伝染性リンパ腫対策に取り組む農場。</p> <p>2 検査及び吸血昆虫の忌避・駆除の要件</p> <p>検査については、共同放牧場の入退場前に抗体陰性であった牛及び未検査牛を対象に実施する抗体検査及び抗原検査であること。吸血昆虫の忌避・駆除については、アブ又はサシバエの忌避又は駆除対策であること。</p> <p>交付の対象となる農場等については、次の1から3までの全ての要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件</p> <p>次のアからウの全てに該当する農場</p> <p>ア 定期的に全頭検査（過去の検査で陽性であった牛及び6か月齢未満の牛は除いても差し支えない。）を行い、摘発した感染牛を分離飼育（ガイドラインⅢの（2）の③に準じた方法による）していること。</p> <p>イ 農場全体の陽転率及び陽性率から見て、高度感染牛のとう汰により、清浄化の早期達成が見込まれる農場</p> <p>ウ ガイドラインに基づく次の①から⑤までの対策のうち3つ以上を実施していること</p>
---	---



<p>ウ BVDワクチン接種推進費の交付対象農場</p>	<p>交付の対象となる農場等については、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 農場要件</p> <p>次のア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 令和6年3月31日以前にP I牛であることが確認されていた牛については令和6年3月31日までの間に、令和6年4月1日以降にP I牛であると確認された牛については確認日から1か月以内に、令和7年3月1日以降にP I牛であると確認された牛については令和7年3月31日までに、P I牛全頭を自主的にとう汰した農場であること。</p> <p>イ 飼養牛がP I牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から1か月以内に当該産子を自主的にとう汰した農場であること。</p> <p>2 ワクチン要件</p> <p>次のア又はイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 1のアの農場においては、P I牛確認日から2か月以内（確認日が令和7年2月1日以降である場合には令和7年3月31日まで）に接種したワクチンであること。</p> <p>イ 1のイの農場においては、P I牛の産子であることを牛の所有者に連絡した日から2か月以内に接種したワクチンであること。</p>
<p>2 地域生産性向上衛生対策及び越境性疾病侵入防止衛生対策</p> <p>(1) 補助事業の対象となる取組</p>	<p>1 地域生産性向上衛生対策</p> <p>地域で課題となっている生産性に影響を及ぼす疾病による損耗軽減を目的とした地域協議会等で作成された防疫計画に基づく取組であること。</p> <p>交付の対象となる取組は、次の(1)から(3)までの要件を満たすこと。</p> <p>(1) 地域協議会等の要件</p> <p>次のア及びイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 生産者及び家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師、関係団体等により構成されていること。</p> <p>イ 運営を行うための事務局を設置しており、会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。</p> <p>(2) 農場の要件</p> <p>次のア及びイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 飼養衛生管理基準の遵守徹底に取り組む農場</p> <p>イ 課題を分析するために必要な生産データ、出荷データ等を記録していること。</p> <p>(3) 防疫推進計画の要件</p> <p>次のアからオまでの要件を満たすこと。</p> <p>ア 生産データや疾病検査データ等、農場の現状を表す農場カル</p>

<p>(2) 衛生対策費の交付対象</p> <p>(3) 衛生対策指導費の交</p>	<p>テを事前に整備し、カルテに基づき分析された地域の課題が記載されていること。</p> <p>イ 衛生検査、農場の衛生対策、管理獣医師による訪問指導、検討会の開催等の具体的計画が記載されていること。</p> <p>ウ 取組後の数値目標が記載されていること。また、取組の評価を行う検討会の開催計画が記載されていること。</p> <p>エ 計画の実施に係る補助対象経費及び補助率について要領別表2に掲げる事業承認者（以下「事業承認者」という）の事前の承認を得ていること。</p> <p>オ 計画の実施状況及び実施予定対策の効果の検証結果等について、少なくとも四半期ごとに事業承認者に報告を行うこと。</p> <p>2 越境性疾病侵入防止衛生対策</p> <p>越境性疾病に対する病原体の侵入防止を目的とした地域協議会等で作成された防疫計画に基づく取組であること。</p> <p>交付の対象となる取組は、次の（1）から（3）までの要件を満たすこと。</p> <p>（1）地域協議会等の要件</p> <p>次のア及びイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 生産者及び家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、民間獣医師、関係団体等により構成されていること。</p> <p>イ 運営を行うための事務局を設置しており、会計手続きを適正に行うことができる体制を有していること。</p> <p>（2）農場の要件</p> <p>飼養衛生管理基準の遵守徹底に取り組む農場であること</p> <p>（3）防疫推進計画の要件</p> <p>次のアからウまでの要件を満たすこと。</p> <p>ア 衛生検査、農場の衛生対策、管理獣医師による訪問指導、検討会の開催等の具体的計画が記載されていること。</p> <p>イ 計画の実施に係る補助対象経費及び補助率について事業承認者の事前の承認を得ていること。</p> <p>ウ 計画の実施状況及び実施予定対策の効果の検証結果等について、少なくとも四半期ごとに事業承認者に報告を行うこと。</p> <p>交付の対象となる取組は、防疫推進計画に基づく消毒や家畜の隔離等の対策であり、次の1及び2の要件を満たすこと。</p> <p>1 補助対象経費及び補助率について、生産性向上計画に記載し、動物衛生課の事前の承認を得ること</p> <p>2 家畜とう汰推進対策に取り組む場合は、家畜とう汰要領を作成し、事業承認者の事前の承認を得ること</p> <p>交付の対象となる生産性向上対策指導費等については、次のアからウまでの要件を満たすこと。</p>
--	--

<p>付対象</p>	<p>ア 管理獣医師・ねずみ、はえ等の害虫対策の専門家の要件  (ア) 管理獣医師  業として生産性向上や疾病発生予防のための飼養管理指導を行っている獣医師であって、事業実施主体が適切と認めた者であること。  (イ) ねずみ、はえ等の害虫対策の専門家の要件  業としてねずみ、はえ等の害虫対策を行っている者であって、事業実施主体が適切と認めた者であること。</p> <p>イ 農場要件  現在、当該管理獣医師又はねずみ、はえ等の害虫対策の専門家による飼養管理指導を受けていない農場</p> <p>ウ 指導内容の要件  農場訪問による生産システムの改善提案や衛生プログラムの作成等を含めた飼養管理指導（治療及び動物用医薬品指示書の発行は含まない）又はねずみ、はえ等の害虫の駆除対策に関する指導</p>
<p>3 農場飼養衛生管理強化対策  (1) 農場指導費の交付対象</p>	<p>1 交付の対象となる農場等については、次のア及びイの要件を満たすこと。</p> <p>ア 農場要件  次の①から③までのいずれか及び④の条件を満たす農場であること。</p> <p>① 牛飼養農場（ただし、次に掲げる数以上飼養する農場を除く。）  (ア) 24 か月齢以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種に限る。（イ）において同じ。）にあつては17 か月齢以上）の牛 200 頭  (イ) 4 か月齢以上 24 か月齢未満（肥育牛にあつては17 か月齢未満）の牛 3,000 頭</p> <p>② 豚飼養農場（ただし、3,000 頭以上飼養する農場を除く。）</p> <p>③ 鶏飼養農場（ただし、10 万羽以上を飼養する農場を除く。）</p> <p>④ 過去に本事業による指導を受けていない農場又は管理獣医師等や各都道府県の意見を踏まえ、飼養衛生管理の指導が必要であると「事業主体者」が判断した農場。</p> <p>イ 飼養衛生管理向上のための指導内容要件  飼養衛生管理基準の遵守に関する指導であること。なお、疾病調査やワクチネーション指導等の他の飼養衛生に関する指導等と併せて実施することができる。</p> <p>2 本事業による補助金の交付を受けようとする農場  （指導に係る農場の負担経費が発生しない場合は、指導獣医師等）は、事業実施主体に対し、指導に使用された農場指導チェックシート（事業実施主体が様式を作成し、指導が適切に行われた旨に</p>

<p>(2) 指導獣医師等の要件</p> <p>(3) 指導獣医師等による飼養衛生管理の向上のための指導の要件</p>	<p>ついて指導獣医師等及び農場主が署名捺印したものをいう。以下同じ。)の写し及び農場指導費として農場が指導獣医師等に支払った金額を確認することができる書類(指導に係る農場の負担経費が発生しない場合は、チェックシート等にその旨記載)を提出すること。</p> <p>次の要件を満たす獣医師その他の者であって、事業実施主体が相当と認めた者であること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 家畜衛生又は家畜の飼養衛生に関する基礎知識及び経験を有すること。</li> <li>2 家畜防疫員による講習等を受け、家畜伝染病予防法第12条の3第1項の飼養衛生管理基準の遵守のための衛生指導に必要な知識を有していること。</li> </ol> <p>農場指導チェックシートを用いて指導獣医師等が行う農場指導であって、具体的な改善方法等を含むものとして事業実施主体が相当と認めたものであること。</p>
<p>4 疾病流行防止支援対策 予防注射費の交付対象</p>	<p>地域における疾病の流行状況や農家の飼養衛生管理の徹底状況等を勘案して選定された農場であること。</p> <p>ただし、予防接種頭数の設定に当たっては、次の1及び2に掲げる事項を考慮すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 アカバネ病の概ね過去10年間の発生頭数。</li> <li>2 アカバネ病の概ね過去10年間のサーベイランス結果。</li> </ol>

家畜生産農場衛生対策事業（疾病清浄化支援対策、農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策に限る。）の補助対象経費の内容について

経費区分	内容	該当対策	
(1) 疾病清浄化支援対策 ア 全国流行疾病対策 (ア) ヨーネ病対策 (イ) 牛伝染性リンパ腫対策 (ウ) BVD対策	検討会開催費	会場賃借料、資料印刷費	(1) 及び (2)
	委員旅費	委員旅費  (注) 単価の算定に当たっては、実施主体の内部規定によるものとする。委員謝金、講師旅費、講師謝金、現地調査費及び生産性向上対策指導旅費において同じ。	
イ 地域生産性向上衛生対策及び越境性疾病侵入防止衛生対策	委員謝金	委員謝金	(1) のア の (ア)、 (イ)、 (ウ) 及び イ並びに (2) のア
	講習会開催費	会場賃借料、資料印刷費	
(2) 農場飼養衛生管理強化・疾病流行防止支援対策 ア 農場飼養衛生管理強化対策 イ 疾病流行防止支援対策	講師旅費	講師旅費	(1) のア の (ア)、 (イ)、 (ウ) 及び イ
	講師謝金	講師謝金	
	採材旅費	採材旅費（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法第 166 号。以下「法」という。）に基づく検査のための採材に係る旅費を除く。）	(1) のア の (ア)、 (イ)、 (ウ) 及び イ
	採材技術料	採材技術料（法に基づく検査のための採材に係る技術料を除く。）	
	検査費	牛のヨーネ病防疫対策要領（平成 25 年 4 月 1 日付け 24 消安第 5999 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「ヨーネ病要領」という。）に基づく自主検査、牛伝染性リンパ腫の検査、BVD の検査又は地域の状況確認及び対策の有効性確認のための検査に要した費用（法に基づく検査を除く。）	(1) のア の (ア)、 (イ)、 (ウ) 及び イ
	証明書交付料	ヨーネ病要領に基づく検査証明書、牛伝染性リンパ腫検査陰性証明書、BVD 検査陰性証明書の交付に要した費用（法に基づく検査を除く。）	
	現地評価調査費 現地調査費	委託獣医師等の旅費及び謝金	(1) のア の (ア)、 (イ)、 (ウ) 及び イ
	とう汰推進費	牛のヨーネ病要領に基づく自主的とう汰牛の価額、牛伝染性リンパ腫の高度感染牛の自主的とう汰牛の価額、BVD の P I 牛の自主的とう汰牛の価額又は地域生産性向上衛生対策の防疫推進計画及び家畜のとう汰要領に基づく自主的とう汰家畜の価額	(1) のア の (ア)、 (イ)、 (ウ) 及び イ
	ワクチン接種推進費	本事業の BVD 対策に基づくワクチン接種又は地域生産性向上衛生対策の防疫推進計画に基づくワクチン接種に要した費用	(1) のア の (ウ) 及 びイ

	吸血昆虫の忌避・駆除費	忌避又は駆除剤（アブ、サシバエに対する効能を有するものに限る。）の購入、アブトラップ等の購入又は作製に要した費用	(1)のアのイ)
	衛生対策費	防疫推進計画に基づく消毒や家畜の隔離等の疾病対策に要した費用、管理獣医師の指導に基づき設置した環境計測機器等の購入に要した費用、ねずみ、はえ等の害虫対策の専門家の指導に基づくねずみ、はえ等の害虫駆除に要した費用	(1)のイ)
	衛生対策指導費	管理獣医師が行う衛生対策指導に要した費用、ねずみ、はえ等の害虫対策の専門家が行うねずみ、はえ等の害虫対策の指導に要した費用	
	衛生対策指導旅費	管理獣医師が行う衛生対策指導に要した旅費、ねずみ、はえ等の害虫対策の専門家が行うねずみ、はえ等の害虫対策の指導に要した旅費	
	農場指導費	指導獣医師等が行う農場指導に要した費用	(2)のア)
	予防注射費	対象疾病のワクチン接種に要した費用	(2)のイ)
事業推進費	技術指導事務費	職員等が本事業に従事する日数等に応じて計算される費用	(1)及び(2)
	賃金	本事業に係る資料収集・整理、各種集計等の事務を補佐するために臨時的に雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給） （注）賃金の単価の算定等に当たっては、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。	(1)及び(2)
	旅費	本事業に係る会議・検討会等出席、各種調査、事業の推進指導、打合せ等を行うための旅費	
	印刷費	本事業に係る資料印刷費	
	役務費	本事業に係る振込み等手数料、保管料、保険料	
	通信運搬費	本事業に係る郵便料、運送料、電話料、振込手数料及びデータ通信料	
	消耗品費その他本事業に必要な経費	本事業に係る事務を行うために必要な各種事務用品（コピー用紙、封筒、ファイル、筆記用具等）の購入及びリースに要した費用	